

平成 16 年 4 月 教育 長 定 例 記 者 会 見 資 料

事 項	内 容	備 考
<p>教職員の懲戒処分に係る公表基準</p>	<p>1 目的 茨城県教育委員会が行った懲戒処分について、原則として公表することにより、教職員の服務規律及び教育行政の透明性を確保することを目的に、教職員の懲戒処分に係る公表基準を策定する。</p> <p>2 内容 教職員の懲戒処分に係る公表基準</p> <p>(1) 公表の目的 教職員の服務規律及び教育行政の透明性を確保するため、茨城県教育委員会が行った懲戒処分について、原則として公表し、もって、教職員としての自覚を喚起し、信用失墜行為等の防止に資するとともに、教育に対する県民の信頼を確保する。</p> <p>(2) 公表の対象 地方公務員法第 29 条の規定に基づく懲戒処分</p> <p>(3) 公表の対象 ア 被懲戒処分者に関する事項 (ア) 氏名 収賄、詐欺、横領、わいせつ等重大な非違行為に対する懲戒処分で免職の場合又は既に警察により氏名が公にされている場合は、公表する。 (イ) 所属名等 ・ 免職、停職については、学校名又は行政機関名及び所在市町村名を公表する。 ・ 減給、戒告については、学校種等と所在市町村名を公表する。 (ウ) 職名 (エ) 年齢 (オ) 性別 イ 懲戒処分の対象となった事案の概要 ウ 懲戒処分の種類及び内容 エ 懲戒処分年月日 オ 上記(2)に関連する管理監督責任に関する処分</p> <p>(4) 公表の例外 被害を受けた児童・生徒等の人権等、特段の配慮が必要な場合は、公表の内容の全部又は一部を公表しない。</p> <p>(5) 公表の時期及び方法 ア 時期 原則として、懲戒処分を行った後、速やかに公表する。 イ 方法 原則として、報道機関への発表により公表する。</p> <p>(6) 適用時期 平成 16 年 5 月 1 日以降に発生した処分事由となる行為に対する事案から適用する。</p>	<p>総務課 総務担当 (内線 5112)</p>